

[添付資料]

1. ヒアリング調査の項目
2. 法的意見書
3. 全国美術館・博物館一覧リスト
4. 全国地場産・公設試一覧リスト

「繊維アーカイブ（ストック・サンプル含む）」ヒアリング調査項目

I. 機関・企業などアーカイブ運営主体の概要

1. 設立年
2. 運営形態
3. 運営規模
4. 担当スタッフ数
5. 学芸員資格を有するキュレーターの数
6. アーカイブ事業（体）への支援先・出資先
7. 組織体制（全体の中におけるアーカイブ事業の位置付け、アーカイブ事業内の組織体制）

II. 目的

1. 設立目的
2. 想定主対象（自校学生、他校学生含む、自社・自機関内、他社他機関含む、産地、その他）
3. その目的に沿った活用がされているか

III. サンプル収集やアーカイブ運営経費

1. 設立経費の額とその拠出（出資先、出援先）先
2. ランニング経費の額とその拠出先
3. 設立時の保存スペース（床面積など）
4. 追加スペースの確保（床面積など）
5. 設備（棚、容器、空調、コンピューター、事務管理室）
6. アーカイブの保存形態（サイズ、形態など）

IV. アーカイブの活用実態・利用実態

1. 年間利用者数（学生、アパレル企業の企画・デザイナー、産地の機屋など、自家or外の人材含めて）
2. 想定利用者数と実際の利用者数、実際の利用者数が下回っている場合、その要因
3. アーカイブ事業運営の問題点

V. アーカイブ対象製品カテゴリー

1. 入手先・入手手段
2. 有償・無償
3. 収蔵点数
4. 収蔵品のカテゴリー構成と内容
5. 収蔵基準・入手基準
6. 海外サンプル・国内サンプル
7. 保存形態

VI. アーカイブ対象製品のデジタル化

1. 考え方・取り組みスタンス
2. デジタル情報化の実態
3. デジタル情報の他機関との相互検索利用の実態
4. デジタル情報のHPなどでの公開実態
5. デジタル情報化の今後の計画
6. デジタル情報化を進めるにあたっての問題点やネック

VII. アーカイブの公開・非公開や活用

1. 公開・非公開の実態
2. 公開のネックや問題点
3. 商品企画やクリエイション活動への活用のされ方
4. 統括的なアーカイブ（機関）が設立された時に、自らの集積を提供するか否か
5. 統括的なアーカイブ（機関）が設立された時に、自らの集積を公開するか否か

VIII. アーカイブをベースとした企画事業

1. 収益事業（目的、対象、内容、年間収入額、年間収益額）
2. 非収益事業（目的、対象、内容、投入費用など）

IX. キュレーターについて

1. キュレーターの育成

2．キュレーターの育成機関の必要性

X. アーカイブの散逸（個人所有サンプル、企業所有サンプルが主）

- 1．散逸の原因や散逸を防ぐ対策など（自助方策、公的支援、法的整備、業界の取り組み）
- 2．散逸しかかっている具体的事例
- 3．散逸事例

XI. アーカイブの在り方

- 1．アーカイブの活用度を上げる方策など（自助方策、公的支援、法的整備、業界の取り組み）
- 2．アーカイブの継続・発展に際しての壁や問題点
- 3．アーカイブの将来構想や方向づけ

2007年1月16日

繊維アーカイブ委員会 御中

東京都千代田区麹町4 - 2 - 1 MK麹町ビル8階

麹町パートナーズ法律事務所

弁護士 近藤 夏

弁護士 小畑 明彦

意見書

【ご照会事項】

当委員会は、繊維アパレル産業において「日本のクリエイションの基盤づくりとして、過去の優れた衣服デザイン、匠の技で生み出された素材・アパレル製品などについて、現物見本やデータを体系的に収集蓄積した『繊維アーカイブ』の充実強化を目指す」目的で、衣服およびテキスタイル（衣服の生地）の現物や写真等のデータを収集し、公に展示したりインターネットにより公開・配信したりする機関（以下「新設アーカイブ」という）の設立を考えている。

新設アーカイブに収集蓄積する対象は、既存のアーカイブ（ファッション美術館・学校等）やメーカー・デザイン事務所・産地などの保有する現物や写真等のデータ、海外コレクションの写真等を想定している。

これらの対象物を収集・蓄積・展示するにあたり、留意すべき知的財産権は何か。また、それらの権利関係についてどのように処理すべきか。

【回答】

1 衣服のデザイン・生地について発生する知的財産権について

衣服・生地に関して生じうる知的財産権としては、意匠権および著作権があります。

(1) 意匠権

意匠とは、「物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であって、視覚を通じて美感を起こさせるもの」（意匠法2条1項）をいい、新規性、創作非容易性等の要件（同3条1項・2項）を満たせば、設定登録により意匠権が発生します（同20条1項）。意匠権の存続期間は設定登録の日から

20年（同21条）であり、更新はされません。意匠権者は、業として、意匠登録を受けた意匠およびこれに類似する意匠を排他的に実施することができます（同23条本文）。

衣服のデザインや生地の様・形状などは意匠権の対象となり、また、衣服のうち特徴のある部分（たとえば、袖、襟など）についてのみ部分意匠の登録を行うことも可能です。

衣服は通常、流行性が強いので、出願から登録まで審査に時間のかかる意匠制度を利用するケースはあまり多くないようですが、近年の審査促進により、意匠登録の意義は増しているといわれています。

（2） 著作権

著作物とは「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」をいい（著作権法2条1項1号）、著作物に発生する権利を著作権といいます。著作権は、創作により発生し（同51条1項）、登録を必要としません。著作権の存続期間は、原則として著作者の死後50年（同51条2項）です。著作権には、複製権、展示権、公衆送信権等、財産的利益を保護する著作（財産）権と、同一性保持権、氏名表示権等、著作者が著作物に対して有する人格的利益を保護する著作者人格権の2種類に大きく分類されます（同17条）。

衣服のデザインや生地のように、量産される実用品に美的創作を施したものは、「応用美術」と呼ばれます。著作権法は、応用美術のうち、美術工芸品（絵画や彫刻等の純粋美術の技法を一品製作的に陶器や織物に応用したものを）を、「美術の著作物」に含まれる（同2条2項）として保護するとどまります。図案その他量産品のひな形または実用品の様として用いられることを目的とする応用美術については、原則として意匠法など工業所有権制度による保護に委ねるものとし、それが純粋美術としての絵画、彫刻等に該当するものであるときに限り、「美術の著作物」として保護するものとされています（「木目化粧紙」事件・東京高裁平成3年12月17日判決（判例時報1418号120頁）、「佐賀錦袋帯」事件・京都地裁平成元年6月15日判決（判例時報1327号123頁）等）。

以上からすると、本件で、新設アーカイブに収集・蓄積しようとする衣服・生地については、原則として著作権は生じないといえます。ただし、海外コレクション用の衣服や博覧会展示用の生地などで、純粋美術としての絵画・彫刻等に該当すると評価しうるものについては、著作権が発生している可能性を念頭に置くべきと考えます。

なお、外国人の作成した著作物が外国で最初に公表された場合には、条約が優先的に適用されることとなっていますので（著作権法5条、6条）こ

のような場合には、何国人がどの国で最初に公表したかにより、個別に検討する必要があることとなります。

2 衣服・生地の実物の展示について

- (1) 対象となる衣服・生地の実物のほとんどについては、意匠権・著作権等は発生していないと思われます。この場合、既存のアーカイブその他の所有者から所有権を譲り受け、または実物の貸与を受けて、新設アーカイブにて展示することに問題はありません。

また、古い時代の衣服・生地など、かりに当時意匠権・著作権があったとしても現在では権利が消滅している実物も多いと思われ、この場合も前記と同様、展示に問題はありません。

- (2) 意匠権がまだ存続している場合、新設アーカイブにおける展示は意匠の「実施」(意匠法2条3項)には該当しないと解されるので、意匠権者から意匠権を譲り受けたり、実施権の設定を受けたりする必要はないものと考えます。

著作権がまだ存続している場合は、新設アーカイブが所有権を取得すれば、著作権者の同意なく展示することができ(著作権法45条1項) 貸与を受けて展示する場合も、現所有者が同意すれば展示は可能です(同)。

- (3) 以上のとおり、意匠権・著作権が存続している場合にも、意匠権者・著作権者の許諾を要するわけではありません。

なお、一般に、衣服や生地に特定の企業等の登録商標が付されていた場合には商標権、衣服のデザインや生地の模様・形状に十分な独創性・周知性がある場合には、不正競争防止法上の問題が発生することがあります(ランダムプリーツ事件・東京地裁平成11年6月29日判決(判例時報1693号139頁))。しかし、新設アーカイブの利用者がこれらの実物を不正に利用する場合はともかく、新設アーカイブ自身が実物を展示するという限りにおいては、商標の実施・不正競争には該当しません。

3 衣服・生地の写真を撮影または収集、展示する場合

- (1) 衣服・生地の実物を新設アーカイブが写真撮影する際の権利処理

新設アーカイブが、著作権のある衣服・生地の実物を写真撮影する行為は、著作権法上「翻案」に該当しますので(著作権法2条1項11号) 著作権者の許諾が必要となります。

また、著作権のない衣服・生地を撮影する場合でも、その所有権を有する既存のアーカイブ等が写真撮影について制限を加える場合があるので、別途、所有者との交渉が必要となる場合もあります。

なお、衣服・生地について意匠権が存在していたとしても、新設アーカイブに収集・蓄積する目的で写真撮影することは、基本的には意匠の「実施」（意匠法2条3項）には該当しないと考えられます。

(2) 写真の著作権

衣服・生地を撮影した写真については、創作性があるとして、その撮影者が著作権を有する場合があります（著作権法10条1項8号）。例えば、海外コレクション等のモデルを撮影した写真等については、被写体の構図やシャッターチャンスの捉え方などにおいて撮影者の創作性を認めることができるといえます。

他方、証明書用の肖像写真等のように、衣服・生地がどのようなものかを紹介するために機械的に撮影される写真において、技術的な配慮も、現物をできるだけ忠実に再現するためにされるものであって独自に何かを付け加えるというものではない場合には、著作物性がないと評価される場合もあります。

一般に、写真については、構図等により創作性があると認められることも多いと思われしますので、複製・公衆送信（後述）・送信可能化（後述）をする場合には、一般的には、著作権者（通常は撮影者）から事前に許諾を得ることが望ましいといえます（著作権法63条1項。なお、新設アーカイブが写真の所有権を取得してその写真をそのまま展示する場合には、現物の提示と同様、著作権者の同意なく展示することができ、貸与を受けて展示する場合にも、現所有者の同意があれば、当該写真そのものを展示することができます（同45条1項））。

また、展示・インターネットでの公開・配信等にあたり、サイズの変更やトリミングを行う可能性がある場合には、撮影者（著作者）から事前に許諾を得ておく必要もあります（同一性保持権、著作権法20条）。

なお、新設アーカイブが第三者に対し衣服・生地の写真撮影を委託する場合には、事前に、撮影者との間で、著作権を新設アーカイブが取得し、撮影者が同一性保持権侵害等の著作者人格権侵害の主張を行わない旨を契約しておくべきと考えます。

(3) 海外コレクション等の写真で、衣服と共にモデルが写っている場合 モデルの肖像権について

肖像権については、法律上明文の規定はありませんが、「人は、みだりに自己の容貌等を撮影，公表されないことについて法律上保護されるべき人格的利益を有しており，それを違法に侵害した行為は不法行為となるが，

不法行為法上違法となるか否かは、被撮影者の社会的地位、撮影された被撮影者の活動内容、撮影の場所、撮影の目的、態様、必要性等を総合考慮して、人格的利益の侵害が社会生活上受忍限度を超えるか否かによって判断すべきである」(最高裁平成 17 年 11 月 10 日第一小法廷判決・民集 59 卷 9 号 2428 頁)との最高裁判決があります。

これによれば、モデルが海外コレクションにおいて、撮影・公表されることを前提に業務を行った際の写真を、新設アーカイブにおいて、コレクションで出品された衣服を紹介する展示のために使用することになりますので、肖像権侵害に当たらないといえます。

モデルのパブリシティ権について

パブリシティ権とは、著名な有名人について、「その肖像等が有する顧客吸引力を経済的な利益ないし価値として把握し、これを独占的に享受することができる法律上の地位」(「ブブカスペシャル」事件控訴審・東京高裁平成 18 年 4 月 26 日判決(判例時報 1954 号 47 頁))等と解され、「他の者が、当該芸能人に無断で、その顧客吸引力を表す肖像等を商業的な方法で利用する場合」には、不法行為を構成する、とされています。

本件の新設アーカイブについては、モデルの顧客吸引力を商業的な方法で利用する場合には該当しませんので、パブリシティ権についての処理も必要はないということになるでしょう。

4 インターネットによる公開・配信を行う場合

インターネットによる公開・配信を行う場合には、新設アーカイブが収集した写真を新設アーカイブが利用する場合、収集した現物を新設アーカイブが撮影して行う場合などが考えられます。

の場合、その写真の著作権者は、公衆によって直接受信されることを目的として無線送信又は有線電気通信の送信を行う排他的権利、すなわち公衆送信権(送信可能化権(著作権法 2 条 1 項 9 号の 5 イ・ロに規定される、自動公衆送信し得るようにする権利)を含む)を占有していますので(著作権法 23 条 1 項)インターネットによる公開・配信を行うに当たっては、著作権者から許諾を得る必要があります。

の場合は、新設アーカイブが写真の著作権を取得するのであれば、上記のような権利処理は不要となります。

なお、いずれの場合でも、現物について著作権が存在している場合、現物の著作権者から、公衆送信権・送信可能化権の許諾を得る必要があります。

5 新設アーカイブ利用者による侵害の予防

新設アーカイブが設立された後、とくにインターネットで公開・配信されるデータについては、アーカイブ利用者がこれを複製するなどして、著作権等を侵害する可能性があります。

また、新設アーカイブは、収集したデータを体系的に構成してデータベース化することになりますが、このデータベースが「情報の選択又は体系的な構成によって創作性を有する」(著作権法 12 条の 2 第 1 項)場合には、著作物として保護され、新設アーカイブがその著作権を有することとなります。この場合も、利用者が複製するなどして、新設アーカイブの著作権を侵害する可能性があります。

このような侵害を防止するため、各データ・データベース全体が著作物でありダウンロード等の複製は禁止する旨の記載や、技術的にコピーを防止するシステムを導入するなどして、各権利者の権利を守る工夫が必要と思われます。

6 最後に

以上のとおり、衣服・生地の実物やデータの収集および新設アーカイブにおける展示、インターネットによる公開・配信にあたって、法律的には、知的財産権の権利関係の処理が不要となる場合が多いと考えられますが、実務上、現物の所有者がその現物の写真撮影を制限するケース(一般の美術館等では、著作権の有無にかかわらず絵画等の撮影が禁止されることがよくあります)や、海外コレクションの写真利用にあたり、各モデル個人やモデル・エージェンシー、その協会が肖像権について権利を主張するケースが多々ありえます。諸関係者らから事前に許諾を得ておけばトラブルの大半は予防できると思われませんが、個々の権利者と個別に交渉することは非現実的で、国内外の業界団体・協会等を相手に交渉するのが効率的といえます。しかし、その場合、こうした団体に所属していない権利者の権利処理ができませんので、後日、このような権利者からの申し入れ・抗議等があれば個別に対応する必要が出てきます。

また、純粹美術としての絵画等に準ずると評価しえるかどうか判断が微妙なケース、複雑な権利関係が絡み合っているケースなども想定されます。

さらに、新設アーカイブの形態や利用方法、想定される利用者層によって、侵害の予防措置も異なってくることが考えられます。この点については、著作権法上、図書館等における複製が一定の条件の下で認められていること(著作権法 31 条)に準じ、新設アーカイブが同条にいう「図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの」に該当することになれば、解決できる事項もあると思われれます。

以上のとおり、問題点がまだ具体化しておらず、現時点では詰め切れない事項があると考えられますので、新設アーカイブの計画がより具体化した段階で、

再度、具体的な事例に即して検討する必要があるものと思われます。

以上